

議案第54号

北上市体育施設条例の一部を改正する条例

北上市体育施設条例（平成3年北上市条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。				(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。					
名称		位置		名称		位置			
[略]		[略]		[略]		[略]			
北上市民成田スポーツ交流館		[略]		北上市民成田スポーツ交流館		[略]			
北上市民稲瀬スポーツ交流館		[略]		北上市民黒岩スポーツ交流館		北上市黒岩7地割47番地1			
[略]		[略]		北上市民稲瀬スポーツ交流館		[略]			
[略]		[略]		[略]		[略]			
2 [略]				2 [略]					
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）					
名称		使用期間	使用時間	摘要	名称		使用期間	使用時間	摘要
[略]		[略]		[略]		[略]		[略]	
北上市民成田スポーツ交流館		[略]		北上市民成田スポーツ交流館		[略]		[略]	
北上市民稲瀬スポーツ交流館		[略]		北上市民黒岩スポーツ交流館		年間	午前9時から	午後9時まで	
北上市民稲瀬スポーツ交流館		[略]		北上市民稲瀬スポーツ交流館		[略]		[略]	

流館
[略]

別表第2 (第4条関係)

名称	休館日
[略]	[略]
北上市民成田スポーツ交流館	[略]
北上市民稲瀬スポーツ交流館	
[略]	
[略]	

別表第3 (第10条関係)

名称	種別	単位	区分	使用料	摘要
[略]					
北上市民成田スポーツ交流館	競技場	1時間まで	[略]		
		ごとに			
北上市民稲瀬スポーツ交流館	[略]				
[略]					

流館
[略]

別表第2 (第4条関係)

名称	休館日
[略]	[略]
北上市民成田スポーツ交流館	[略]
北上市民黒岩スポーツ交流館	
北上市民稲瀬スポーツ交流館	
[略]	
[略]	

別表第3 (第10条関係)

名称	種別	単位	区分	使用料	摘要
[略]					
北上市民成田スポーツ交流館	競技場	1面1時間	[略]		
		までごとに			
北上市民黒岩スポーツ交流館	競技場	1面1時間	高校生以下	170	
		までごとに	一般	570	
北上市民稲瀬スポーツ交流館	[略]				
[略]					

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の北上市体育施設条例（以下「新条例」という。）に規定する北上市民黒岩スポーツ交流館に係る使用許可は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 北上市民黒岩スポーツ交流館に係る新条例第15条の指定管理者の指定についての規定は、令和6年度は適用しない。

令和5年11月30日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上市民黒岩スポーツ交流館を設置しようとするものである。